

## ○岡崎市墓園管理要綱

平成26年3月1日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市墓園条例（昭和49年岡崎市条例第61号。以下「条例」という。）及び岡崎市墓園管理規則（昭和50年岡崎市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岡崎墓園の管理及び管理料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「墳墓」、「墓地」又は「納骨堂」とは、条例第2条に規定する墳墓、墓地又は納骨堂をいう。

2 毎年4月1日を基準日とし、基準日において岡崎墓園使用者として登録されている者を当該年度の管理料徴収対象者とする。

3 基準日以降に新規で条例10条に規定する許可を受けたものは年度途中管理料徴収対象者とする。

### (墓園の管理に支障を及ぼす行為)

第3条 条例第6条第6号に規定する墓園の管理に支障を及ぼす行為とは、次に掲げる行為とする。

(1) 利用区画及び利用箇所において、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の適用を受けるもの以外を埋蔵及び収蔵すること。

(2) その他、墓園の管理に支障を及ぼす又はその恐れが認められること。

### (墓地利用の許可の申請書)

第4条 墓地の利用について公募を行った場合における条例第10条に規定する申請書の様式は、様式第1号による。

2 条例第9条に該当する者が利用の許可申請を行った場合における条例第10条に規定する申請書の様式は、様式第2号による。

3 条例第22条の2第3項の規定により、従前の墓地使用者の親族又は縁故者がその墓地を利用しようとするときは、様式第3号による岡崎墓園墓地利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この申請書には、規則第3条第1号に掲げる書類のほか、墓地の利用の権利の消滅前の墓地使用者との続柄がわかる書類を添えなければならない。

### (墓地利用許可証の交付)

第5条 条例第10条の規定による許可は、様式第4号による岡崎墓園墓地利用許可証（以下「墓地利用許可証」という。）を交付して行うものとする。

### (墓地利用許可証の再交付)

第6条 墓地の利用の許可を受けた者（以下「墓地使用者」という。）は、前条に規定する墓地利用許可証を紛失又はき損したときは、様式第5号の岡崎墓園墓地利用許可証再交付申請書により再交付の申請を行うことができる。

2 前項の申請書には、紛失の場合を除き、墓地利用許可証を添えなければならない。

(墓園永代使用料分割徴収申請書)

第7条 規則第6条に規定する申請書の様式は、様式第6号による。

(墓園永代使用料分割徴収の承認の通知)

第8条 規則第6条の規定により分割徴収を承認したときは、様式第7号による墓園永代使用料分割徴収承認通知書を申請者に送付するものとする。

(墓園永代使用料分割徴収の取消の通知)

第9条 規則第7条の規定により分割徴収の承認を取り消したときは、様式第8号による墓園永代使用料分割徴収取消通知書を分割徴収の承認を受けた者に送付するものとする。

(墓園永代使用料等の減免の申請)

第10条 条例第16条に規定する市長が公益上その他必要があると認める者とは、次に掲げる者とし、その全額を減免する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者(墓園永代使用料は除く)
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者
- (3) 条例第9条第1号から第3号により、条例第10条の許可を受けた者のうち、移転等により墓園永代使用料に相当する補償を受けていない者(墓園永代使用料のみ。ただし、墓園内で移設した場合は管理料も含む)
- (4) 条例第9条第4号により、条例第10条の許可を受けた者のうち、既に当該区画において当該年度分の管理料が別に納付されている者(管理料のみ)
- (5) 条例第9条第4号により、条例第10条の許可を受ける宗教法人等(墓園永代使用料のみ)
- (6) 震災、風水害等の自然災害又は火災その他これに類する災害により住居又は家財に著しい損害を受け、管理料等の納付が困難と認められる者、及び墳墓等に著しい損害を受け、墓園永代使用料の納付が困難と認められる者

2 前項各号に掲げる者のほか、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その都度市長が定める額を減免する。

3 規則第7条の2に規定する申請は、様式第9号の岡崎墓園永代使用料減免申請書又は様式第10号の岡崎墓園管理料減免申請書により行うものとする。ただし、第1項第1号及び第2号に規定する者のうち、市内に在住する者の管理料についての申請は市が代わって行う。

4 前項の申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えなければならない。

(墓園永代使用料等の減免の決定)

第11条 規則第7条の2の規定により減免の可否を決定したときは、様式第11号の岡崎墓園永代使用料減免決定通知書又は様式第12号の岡崎墓園管理料減免決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 管理料の減免が決定した対象者については、税外収入管理システムで減免の処理を行う

ものとする。

- 3 前項の処理を行うことで、賦課額が0円となる。対象者数は変化しないが、調定額には変更が生じるためその都度調定変更をするものとする。

(墓園永代使用料等の還付)

第12条 条例第15条ただし書きの規定による墓園永代使用料の還付については、次のとおりとする。

- (1) 当該区画を一度も使用することなく、許可を受けた日から3年未満の期間内で返還された場合、許可時に納付された墓園永代使用料の100分の50に相当する額を還付する。
- 2 管理料について当初の納付書と督促状の双方での支払い等過誤納があった場合は、過誤納分を還付するものとする。ただし、過年度、または現年度分の管理料に充当することが可能な場合は、使用者に連絡したうえで充当するものとする。
- 3 前項の還付事務を行う際は、還付の根拠として会計課に領収済通知書の提供を依頼するものとする。

(墳墓等設置届)

第13条 規則第8条に規定する届出の様式は、様式第13号による。

- 2 前項の届出書には、墳墓等の見取図を添えなければならない。
- 3 墳墓等の設置については、別に定める墳墓等の設置に係る条件を遵守しなければならない。
- 4 墓地使用者は、工事が完了した場合には、墳墓等の設置状況がわかる写真を提出しなければならない。

(墓地利用の取りやめの届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、様式第14号による墓地返還届を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、紛失の場合を除き、墓地利用許可証を添えるとともに、利用許可を受けた区画について原状回復したことがわかる写真を提出しなければならない。

(管理料徴収対象者名簿の作成)

第15条 当該年度の管理料徴収対象者名簿は毎年4月1日（以下「基準日」という。）に墓園管理システムにより作成するものとする。

- 2 令和2年度までに利用許可を受けた者は10年間の管理料の支払いの猶予期間があるため、管理料徴収対象者の抽出は基準日の10年前の3月31日を指定し、それ以前の許可年月日が登録されている者を抽出するものとする。
- 3 前項の抽出方法は令和12年度まで実施するものとする。
- 4 次に掲げる者又は区画を例外的賦課対象者として管理する。
  - (1) 地盤沈下等のため、岡崎墓園内で墳墓の移転をした者
  - (2) 返還があり、カトリック岡崎教会が墓地使用者となる区画
  - (3) 令和3年度以降の年度途中管理料徴収対象者（令和11年度まで）
- 5 前項の例外的賦課対象者は、墓園管理システムの例外的賦課対象者欄のチェックを入れることにより管理を行うものとする。

(年度途中管理料徴収対象者名簿の作成)

第16条 条例第12条に規定の抽選後に年度途中管理料徴収対象者の名簿を作成する。

(年度途中管理料徴収対象者の納付期限)

第17条 条例第13条第5項に規定する管理料の納付期限は、許可日の翌月に市が指定した日とする。

(管理料徴収対象者に対する通知)

第18条 管理料徴収対象者に対する当該年度の管理料に関する通知は毎年6月1日(休日の場合はその翌日以降最初の平日)に送付するものとする。

2 年度途中管理料徴収対象者に対する当該年度の管理料に関する通知は許可日の翌月に送付するものとする。

3 令和2年度までに利用許可を受けた10年間の支払い猶予期間のある者について、管理料の徴収対象となる前年度の11月頃に以下の案内を送付するものとする。

(1) 管理料の納付の開始及び口座振替申込の案内

(2) 口座振替依頼書

(管理料の徴収方法)

第19条 管理料徴収は、口座振替又は納付書にて行うものとする。

2 金融機関窓口での納付が難しい、未納が続いている等事情がある場合は、現金徴収をすることができる。

3 前項の現金徴収をした場合は、現金と引換えに岡崎墓園管理料預かり証を渡し、速やかに金融機関で市が代わりに納付するものとする。納付後に金融機関の受領印済み領収書を郵送するものとする。

(墓地利用権承継の承認の申請書)

第20条 条例第21条第2項に規定する申請書の様式は、様式第15号による。

2 前項の申請書には、前使用者との続柄が分かるものを添えなければならない。

3 市外に在住している者が条例第21条第2項に規定する申請を行う場合は、次に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては、原本を職員に提示しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書の写し

4 第1項の申請書には、紛失の場合を除き、墓地利用許可証を添えなければならない。

(墓地利用権承継の承認)

第21条 条例第21条第2項の規定により墓地の利用の権利の承継を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。なお、通知は墓地利用許可証の交付に代えるものとする。

(墓地利用の許可の取消通知)

第22条 条例第22条第1項の規定により墓地の利用の許可を取り消したときは、様式第16号による岡崎墓園墓地利用許可取消通知書を墓地使用者に送付するものとする。

(墓地使用者の住所等の変更)

第23条 規則第10条に規定する届出及びそれに伴う墓地利用許可証の書換えの申請書の様式は、様式第17号による。

2 前項の申請書兼届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号イの書類にあっては、職員に原本を提示しなければならない。

(1) 住所を変更した場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類

ア 住民票の写し

イ 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書の写し

(2) 氏名を変更した場合にあっては、氏名を変更したことがわかる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

3 前1項の申請書には、紛失の場合を除き、墓地利用許可証を添えなければならない。（死亡者や転居者への対応）

第24条 定期的に住基突合ツールを用いて岡崎墓園使用者の死亡と転居を調査するものとする。

2 使用者の死亡が確認できた場合は、親族へ承継の案内を行うものとする。

3 使用者の市内での転居又は転入が確認できた場合は、墓園管理システムへ住基情報を取り込むことで転居先住所を登録するものとする。

4 使用者の転出が確認できた場合は、使用者へ住所変更の案内を行うものとする。

5 承継や住所変更の手続きは、基準日までに行われるよう案内するものとする。

（承継対象不明者や転居先不明者への対応）

第25条 承継対象不明者や転居先不明者の調査は、次の方法により行うものとする。

(1) 承継対象不明者、転居先不明者のリストを作成し、当該区画へ使用者についての情報提供を求める看板を設置する。

(2) 住民票や戸籍の公用請求を行い、把握した親族や転居先に承継や住所変更の案内を送付する。

(3) 手続きが行われない場合は、自宅訪問等を実施し、手続きを促す。

（管理料の納入通知書の発行）

第26条 管理料の納入通知書は、口座振替対象者と納付書対象者に分けて発行するものとする。

2 発行した納入通知書等は、前条の転居先不明者を除きすべて発送するものとする。

3 送付先を変更する必要がある次に掲げる者については、宛名シールを用いて送付先を変更するものとする。

(1) 特別対応リストで管理する者

(2) 基準日以降に承継した者

(3) 封入封緘業者に本番用のデータを提供した後で住所変更があった者

4 前項第1号の特別対応リストで管理する者とは、次に掲げる者とする。

(1) 前条に規定する調査を実施しても、承継者が見つからず保留や無縁となった者

(2) 対象者本人ではなく、後見人等へ送付する必要がある者

(3) 国外居住者で税外システム上の住所が国外となってしまう者

(4) 対象者本人へ送付すると、届かない又は管理料の支払がされないことが明らかで、親族等から転送の申出があった者

5 対象者から納付書を紛失した旨の申し出があった場合は、過誤納防止のため納期限を待ち、納付が確認できない場合は督促状兼納付書を送付するので督促状兼納付書で納付するよう案内するものとする。

6 納入通知書が対象者に届かず返送された場合は前条に基づき対応するものとする。

(管理料の債権管理)

第27条 管理料の債権は、税外収入管理システムと債権管理簿を使用し管理するものとする。

2 条例第 13 条第 3 項及び規則第 4 条に規定の納付期限を経過しても納入確認ができない対象者については、債権管理簿を作成し、交渉記録を記録するものとする。

(管理料未納者に対する催促)

第28条 管理料未納者は、岡崎市債権管理規則第10条の規定により、督促状を送付するものとする。

2 前項に掲げる督促にもかかわらず、管理料を納付しない対象者に対しては、引き続き架電や自宅訪問等による催告を行うものとし、前条第 2 項の債権管理簿に経過を記録するものとする。

3 当該区画に管理料についての看板を設置し、納付を促すものとする。

4 未納者へ納付を促すため、10月頃に催告書、2月頃に特別催告書を送付するものとする。

5 前項の特別催告には、条例第 22 条第 1 項第 4 号の抜粋を同封し、受取確認をするため特定記録郵便で送付するものとする。

(焼骨の埋蔵の届出)

第29条 墓地使用者は、墓地へ焼骨を埋蔵するときは、様式第18号による焼骨埋蔵届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、火葬許可証、改葬許可証又は分骨証明書を添えなければならない。

3 第13条に規定する届出に関し、墳墓の設置と併せて3か月以内に焼骨を埋蔵する予定がある場合には、第 1 項に規定する届出を要しない。ただし、前項に規定する許可証等について第13条に規定する届出に添えなければならない。

(焼骨の埋蔵の証明)

第30条 墓地使用者は、様式第19号による焼骨埋蔵証明願により岡崎墓園に焼骨を埋蔵していることの証明を求めることができる。

2 焼骨埋蔵証明願により墓地使用者から焼骨の埋蔵について証明を求められたときは、様式第20号による焼骨埋蔵証明書により、これに応じなくてはならない。

(焼骨の移動の届出)

第31条 墓地使用者は、墓地から焼骨を移動するときは、様式第21号による焼骨移動届を市長に提出しなければならない。ただし、第14条第 1 項に規定する届出を提出する場合には、この届出を要しない。このとき、様式第14号による墓地返還届に様式第21号の別紙を添えなければならない。

(納骨壇利用の許可の申請書)

第32条 条例第26条に規定する申請書の様式は、様式第22号による。

(納骨壇利用許可証の交付)

第33条 条例第26条の規定による許可は、様式第23号による納骨壇利用許可証を交付して行うものとする。

(納骨壇利用許可証の再交付)

第34条 納骨壇の利用の許可を受けた者(以下「納骨壇使用者」という。)は、前条に規定する納骨壇利用許可証を紛失又はき損したときは、様式第24号による納骨壇利用許可証再交付申請書により再交付の申請を行うことができる。

2 前項の申請書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなければならない。

(焼骨等収蔵届)

第35条 規則第14条に規定する届出の様式は、様式第25号による。

2 前項の届出書には、火葬許可証、改葬許可証又は分骨証明書を添えなければならない。

(納骨壇使用期間更新の許可の申請書)

第36条 条例第28条第3項に規定する申請書の様式は、様式第26号による。

2 前項の申請書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなくてはならない。

(納骨壇使用料の減免の申請)

第37条 規則第13条の2に規定する申請は、様式第27号の納骨壇使用料減免申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えなければならない。

(納骨壇使用料の減免の決定の通知)

第38条 規則第13条の2の規定により減免の可否を決定したときは、様式第28号の納骨壇使用料減免決定通知書を申請者に送付するものとする。

(納骨壇利用の終了の届出)

第39条 納骨壇使用者は、条例第32条第1項第1号に該当して市に納骨壇の利用を終了するときは、様式第29号による納骨壇利用終了届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなければならない。

(納骨壇の返還の届出)

第40条 条例第32条第2項の規定による届出は、様式第30号による納骨壇返還届を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなければならない。

(納骨壇利用権承継の承認の申請書)

第41条 条例第36条第2項に規定する申請書の様式は、様式第31号による。

2 前項の申請書には、前使用者との続柄が分かるものを添えなければならない。

3 市外に在住している者が条例第36条第2項に規定する申請を行う場合は、次に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては、原本を職員に提示しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー

4 前1項の申請書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなければならない。  
(納骨壇利用権承継の承認)

第42条 条例第36条第2項の規定により納骨壇の利用の権利の承継を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。なお、通知は納骨壇利用許可証の交付に代えるものとする。

(納骨壇利用の許可の取消通知)

第43条 条例第37条の規定により納骨壇の利用の許可の取り消したときは、様式第32号による納骨壇利用許可取消通知書を納骨壇使用者に送付するものとする。

(納骨壇使用者の住所等の変更)

第44条 規則第15条に規定する届出及びそれに伴う納骨壇利用許可証の書換えの申請書の様式は、様式第33号による。

2 前項の申請書兼届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号イの書類にあっては、職員に原本を提示しなければならない。

(1) 住所を変更した場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類

ア 墓地使用者の住民票の写し

イ 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー

(2) 氏名を変更した場合にあっては、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

3 前1項の申請書には、紛失の場合を除き、納骨壇利用許可証を添えなければならない。  
(焼骨収蔵の証明)

第45条 納骨壇使用者は、様式第34号による焼骨収蔵証明願により納骨壇に焼骨を収蔵していることの証明を求めることができる。

2 焼骨収蔵証明願により納骨壇利用者から焼骨の収蔵について証明を求められたときは、様式第35号による焼骨収蔵証明書により、これに応じなくてはならない。

(収蔵した焼骨の移動の届出)

第46条 納骨壇使用者は、納骨壇から収蔵した焼骨を移動するときは、様式第36号による収蔵焼骨移動届を市長に提出しなければならない。ただし、第29条に規定する届出又は第30条に規定する届出を提出する場合には、この届出を要しない。

(葬祭場利用の許可の申請書)

第47条 条例第39条に規定する申請書の様式は、様式第37号による。

(葬祭場利用許可証の交付)

第48条 条例第39条の規定による許可は、様式第38号による葬祭場利用許可証を交付して行うものとする。

(葬祭場使用料の減免の申請)

第49条 規則第16条に規定する申請は、様式第39号の葬祭場使用料減免申請書により行うものとする。



2 前項の申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えなければならない。  
(葬祭場使用料の減免の決定の通知)

第50条 規則第16条の規定により減免の可否を決定したときは、様式第40号の葬祭場使用料減免決定通知書を申請者に送付するものとする。

(葬祭場利用の許可の取消通知)

第51条 条例第46条の規定による葬祭場の利用の許可の取り消したときは、様式第41号による葬祭場利用許可取消通知書を葬祭場の利用の許可を受けた者に送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月1日改正)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月6日改正)

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日改正)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月1日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(岡崎墓園永代使用料還付基準等の廃止)

2 次に掲げる基準は、廃止する。

(1) 岡崎墓園永代使用料還付基準

(2) 墓園永代使用料等の減免基準